

## **[事案 2019-219] 契約内容変更請求**

・令和2年3月27日 裁定終了

### **<事案の概要>**

契約内容が保険会社に無断で変更されたことを理由に、本来の契約に戻すことを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和55年7月に契約した定期保険を、昭和60年7月に転換し、平成20年6月にリビングニーズ特約等の付加を行った終身保険について、転換ではなく新規に加入したものであり、特約付加時に保険証券を保険会社取扱者に預けたところ、内容を無断で改ざんされたことから、死亡保険金・解約返戻金・積立配当金を元の金額に戻し、転換金を本来加入した終身保険の配当積立に戻してほしい。

### **<保険会社の主張>**

本契約の内容は、当初から現在の保険証券と申込書の記載どおりであり、改ざんの事実はないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、転換時の事情を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、保険会社が保険証券の記載内容を改ざんしたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。